

令和 8 年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務 仕様書

令和 8 年 8 月

兵庫県佐用町

農林振興課

目 次

- 1 . 業務概要
 - 1－1 委託概要
 - 1－2 委託契約
 - 1－3 計画概要

- 2 . 一般共通事項
 - 2－1 適用範囲
 - 2－2 業務の実施条件
 - 2－3 工程表等の提出
 - 2－4 部外折衝等
 - 2－5 打ち合わせ及び議事録
 - 2－6 町が参加を求める会議及び説明会等への参加
 - 2－7 審査
 - 2－8 軽微な変更
 - 2－9 適用基準等
 - 2－10 貸与基準等
 - 2－11 使用言語等
 - 2－12 特許に係わるもの
 - 2－13 特定の製品名等
 - 2－14 特殊な工法等
 - 2－15 提出期限

- 3 . 設計条件
 - 3－1 都市計画条件等
 - 3－2 その他の条件

- 4 . 設計業務
 - 4－1 業務内容
 - 4－2 業務仕様
 - 4－3 成果品

1. 業務概要

1-1 委託概要

この委託業務は、設計条件に基づき佐用町が実施する「佐用町肉用牛生産施設整備工事」の実施設計を行い、必要な設計図書を作成するものである。

1-2 委託契約

契約予定事業者は、プロポーザル審査委員会において、評価及び選定を行い、再度、細部にわたり協議、調整を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務にかかる委託契約を締結する。また、施工監理業務についても、選定された業者と町の予算額以内で随意契約を行う予定としている。

1-3 計画概要

(1) 名称 「令和8年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務」

(2) 建築予定地 佐用町末包地内（別添1「用地図面」参照）

地目及び地積

番号	所在地	登記地目	現況	地積
I	佐用郡佐用町末包 760-44	牧場	雑種地（法面）	1,771 m ²
II	佐用郡佐用町末包 760-45	牧場	宅地	3,330 m ²
III	佐用郡佐用町末包 760-47	牧場	宅地及び原野	7,773 m ²

(3) 施設建築方針

下記③の施設の建築に当たり、本工事中において既存建物の解体及び造成工事を実施し、施設の建築に当たっては、別添3「平面図」を参照し必要な機能を充足させること。また、全施設において積雪50cmの荷重に耐えられ、③の施設においては夏季の冷氣対策を施すこと。

①既存建物の解体設計

解体する建物は「別添2 既存施設位置図」及び「写真」を参照すること。

②用地造成設計

各施設の配置を考慮し、必要最低限の造成設計を行うこと。

③牛舎等建築設計

○牛舎 3棟

- ・繁殖雌牛最大35頭規模
- ・木造平屋建
- ・3棟ともに事務室（執務スペース、炊事場、シャワー、トイレ等を完備）を設置

○共同堆肥舎 1棟

- ・繁殖雌牛105頭及び子牛105頭の対応ができる規模
- ・一時仮置のため攪拌及び送風設備は不要
- ※堆肥化は近接地にある町営の既存堆肥化施設で実施
- ・木造及びRC造の混構造（高基礎（H=2m）を壁構造とし、上部は木造とする。）

上記③の全ての施設において、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）の「利用基準」及び「技術基準」を満たす構造とする。

2. 一般共通事項

2-1 適用範囲

この仕様書は令和8年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務に適用する。また、この仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

2-2 業務の実施条件

- (1) 業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添にあげるものを基本とする。(総合・構造・設備)
- (2) 業務は、発注者が想定している「1-3 計画概要の(3) 施設建築方針」を基本とし、設計条件に基づいて実施する。
- (3) 業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針等については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令及び基準を適用すること。
- (5) 設計業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し承諾を受ける。
- (6) 設備関係の計画業務には、設備に関連する施設(電気、上水道、下水処理)の現地調査を含むものとする。
- (7) 協議に伴って、計画内容を変更する必要がある場合及び発注者が提示した総工事費と受諾者が立案した計画施設から算出した総工事費との間に相違がある場合は、計画内容変更に伴う設計図書等の修正を行うものとする。
- (8) 独立行政法人家畜改良センター発行の牛舎設計マニュアルに従うこと。
- (9) 業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議する。

2-3 工程表等の提出

- (1) 受諾者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受ける。
 - ①工程表
 - ②担当技術者一覧表
 - ③協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者一覧表
 - ④その他発注者が必要に応じて指定する書
- (2) 受諾者は、(1)に定める書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに文書で報告し発注者の承諾を受けなければならない。ただし(1)の②については、原則としてプロポーザル時における記載内容を変更することはできない。

2-4 部外折衝等

- (1) 各業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握し、発注者に文書で報告する。
- (2) 設計作業の実施にあたって部外折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告しその指示に従う。

2-5 打ち合わせ及び議事録

発注者、関係官庁との打ち合わせを行った場合には、速やかに議事録を作成し、その都度発注者に文書で報告する。用紙はA4版とし、コピー1部を提出し、最終時にまとめて1部製本して提出する。

2-6 町が参加を求める会議及び説明会等への参加

町が参加を求める会議に参加するとともに、速やかに議事録を作成し、その都度発注者に文書で報告する。用紙はA4版とし、コピー1部を提出し、最終時にまとめて1部製本して提出する。
また、事業完了後であっても、会計検査が該当した場合、町が求めた場合は必要な資料の作成及び説明をすること。

2-7 審査

- (1) 業務が終了したときは、業務完了届を提出すると共に、成果品を提出し、発注者の審査を受ける。
- (2) 業務終了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の一部の提出期限を指定した場合は、その指定する期日までにその時点における成果品を提出し、発注者の審査を受ける。

2-8 軽微な変更

設計条件、設計図書に関しての軽微な変更については、受託者は発注者の指示により作業を進める。この場合設計業務受託契約書の規定に係わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

2-9 適用基準等

設計図書の作成に当たっては、以下の仕様によるものとする。

(建築)

建築工事設計図書作成基準	(最新版)
建築工事共通仕様書	(最新版)
建築工事標準詳細図	(最新版)
鉄骨設計標準図	(最新版)
建築設計基準	(最新版)
構内舗装・排水設計基準	(最新版)
建築構造設計基準	(最新版)

(建築積算)

建築数量積算基準	(建築積算研究会)
国土交通省公共建築工事積算基準	(最新版)

(設備)

建築設備設計基準	(最新版)
電気設備工事共通仕様書	(最新版)
電気設備工事標準図	(最新版)
機械設備工事共通仕様書	(最新版)
機械設備工事標準図	(最新版)

(設備積算)

国土交通省公共建築工事積算基準	(最新版)
-----------------	-------

2-10 貸与基準等

貸与された資料は、紛失破損しないように取り扱うこと。

また、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却するものとする。

2-11 使用言語等

本委託業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル、通貨は日本円とする。

2-12 特許に係わるもの

材料、工法等で特許に係わるものを採用するときは、発注者と協議し指示を受けるものとする。

2-13 特定の製品名等

設計図には、特定の製品名、製造所等を記載したり、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。

2-14 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとするときは、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けなければならない。

2-15 提出期限

○概算設計（国の畜産クラスター事業補助金交付申請に必要なもの）

令和8年11月27日（金）

○設計図書一式

令和9年2月25日（木）

3. 設計条件

設計にあたっての基本的な前提条件を示したものであり、業務の実施にあたっては発注者と打ち合わせの上、設計条件を決定する。

3-1 都市計画条件等

- （1）用途地域 都市計画区域外
- （2）その他の地域 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域
- （3）下水道 浄化槽の設置が必要
- （4）上水道 有

3-2 その他の条件

- （1）総工事費 補助対象経費及び補助金上限額を考慮した上で、協議の上決定する。

ただし、次のものは総工事費には含まない。

ア. 設計業務委託費

- （2）事業スケジュール（予定）

ア. 設計：令和8年9月～令和9年2月25日（木）

イ. 建設工事：令和9年6月～令和10年2月末

- （3）設計範囲

全既存施設の解体及び造成工事を含む総工事費の対象となる全てとする。

4. 設計業務

4-1 業務内容

令和6年国土交通省告示第8号別添を基本とする。(総合+構造+設備)

牛舎等建築設計においては、畜舎特例法の基準を満たすものとし、畜舎建築利用計画の認定手続きも行うこととする。

4-2 関連法令に基づく協議及び各種申請手続き

建築基準法、消防法、関係法令に基づく各種協議を行い、工事に必要となる各種申請等を工事着手に支障がない時期に提出し許可を得ること。(各種申請に伴う手数料、申請料等は、別途計上とする。)

4-3 アスベスト混入調査

現地を調査し、アスベスト混入が疑われる建材を使用していると判断する場合は、監督員に速やかに報告するとともに、アスベスト含有調査を行う。(アスベスト含有試験の費用については別途計上とする。)

4-4 業務仕様

(1) 次の時期に発注者と打ち合わせを行う。その際、必要に応じてスケッチ、資料等を作成する。

ア. 契約直後

イ. 平面確定前

ウ. 概算見積書作成前

エ. その他打ち合わせを必要とするとき

(2) 設計の進捗に伴い、施設計画に変更が生じた場合には、発注者と協議を行い、その承諾を受ける。また、その内容を文書で報告し、それにかかる修正作業等は、本設計業務に含まれるものとする。

(3) 成果品の用紙

設計図書等の用紙は、基本的に受諾者のものを使用する。

4-5 成果品

下記に示すものは、設計図書作成業務に関する基本的な成果品を示したものであり、実施にあたっては発注者と打ち合わせの上決定する。

提出については、下記のものと一緒に電子データも提出すること。

(1) 実施設計図書

ア. 実施設計図面 (A3白焼き3部、会社名抜きとする)

図面データ (PDF及びDXF型式とする)

イ. 概算見積書

・ 積算資料 (内訳書) 1部 (数量計算書、下見積書、代価表、単価根拠等含む)

・ 製本 1部 (A4見開き)

・ 積算資料データ (PDF及びExcelとする)